

## 車上荒らし被害の注意喚起

最近、当 JA 管内において車上荒らしの被害が多発しているとの情報が警察署よりありました。

つきましては、被害防止のため、下記の点にご注意くださいますようお願いいたします。

1. 車両を離れる際には、短時間の駐車であっても  
**必ずドア・窓の施錠**を徹底してください。
2. 車内に**財布・鞆・携帯電話などの貴重品は置いたまま**にしないでください。  
**特に軽トラック車内からの被害が多発しております。**
3. 不審な人物や車両を見かけた場合は、最寄りの警察署へご連絡ください。



令和7年10月3日  
埼玉ひびきの農業協同組合